

国住昇第32号
平成29年12月27日

(エレベーター製造者・保守点検業者関係団体 へ)

国土交通省住宅局建築指導課
昇降機等事故調査室長

エレベーターのブレーキにおける安全確保及び点検の徹底について

日頃より、国土交通行政にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

先般、平成28年12月15日に静岡県内の工場において発生したエレベーター事故について、国土交通省社会資本整備審議会昇降機等事故調査部会において事故調査報告書がとりまとめられました。

当該報告書では、事故原因として、ブレーキパッドの摩耗によりプランジャーストロークが拡大し、ブレーキレバー先端が跳止めボルト側面に接触したことで、プランジャアの動きが拘束されたためと指摘され、ブレーキパッドが摩耗した際のプランジャアの動作に関する設計検証及び保守・点検時に必要な技術情報の周知徹底等の対応を求めています。

貴職におかれましては、貴会員に対し、下記の点に留意し、設計段階での確認及び適切な保守・点検がなされるよう周知願います。

記

1. 設計段階の留意事項について

エレベーターの製造業者（巻上機及びブレーキの製造業者も含む。以下同じ。）は、プランジャアとブレーキレバーを有する構造のドラム式ブレーキを設計する際は、付加的な役割の部品がプランジャアの動きを拘束する可能性について十分留意すること。

2. 保守・点検に関する書類の取扱いについて

保守点検業者は、製造業者から受理した保守・点検に関する書類について、点検担当者に周知徹底すること。また、「昇降機の適切な維持管理に関する指針」（平成28年2月）の第一章第4第3項第二号において、製造業者に対して、所有者が昇

降機を適切に維持管理できるよう、維持管理に必要な情報の提供又は公開を求めていること及び同第二章第1第2項において、所有者に対して、保守点検業者に保守・点検を委託する場合、保守点検業者が適切に保守・点検を行うことができるよう、必要な文書等の閲覧又は貸与を求めていることについて、十分留意すること。

※当該報告書の掲載先

http://www.mlit.go.jp/report/press/house05_hh_000702.html